

成功へと導く!!

障害者グループホーム

(共同生活援助) 事業

の始め方

<開業マニュアル>

<全国対応版>

製作者:行政書士中出和男事務所

目次

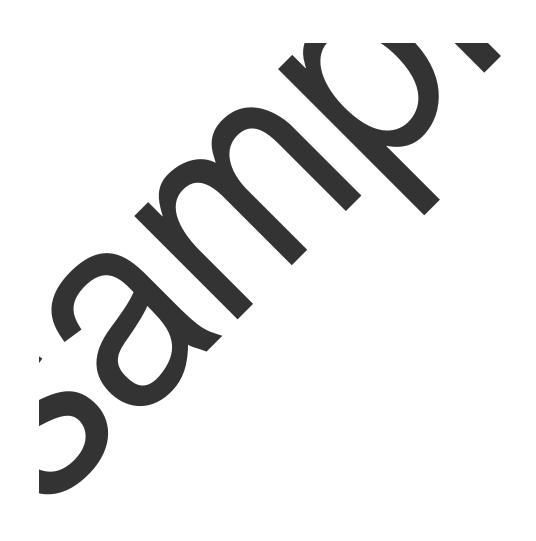
はじめに	6
障害者グループホーム事業ができるかどうかを確認する	11
開業前チェックシート	12
過去5年間に法令違反があると事業開始できない	17
障害者グループホーム事業の指定基準を確認する	18
介護サービス包括型・外部サービス利用型指定基準	18
日中サービス支援型指定基準	21
障害者グループホーム事業のスケジュールを確認する	24
障害者グループホーム事業開業スケジュール表(一般的な流れ)	25
STEP 0 事業の選択をする	27
障害者グループホームとは	27
障害者グループホームには3つの型がある	27
介護サービス包括型グループホーム(旧ケアホーム型)	28
外部サービス利用型グループホーム	29
日中サービス支援型グループホーム	30
障害者グループホームの住居の種類は2種類ある	
共同生活住居	
サテライト型住居	32
STEP 1 事業資金を確保する	33
資金の調達方法にはどんなものがあるか	34
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう	35
整備事業を利用した場合の流れ	37
STEP 2 事業所の場所を確保する	38
新築物件か、賃貸物件か!?	38
建て貸し方式も検討してみる	39
障害者グループホーム事業に適した物件の条件	41
物件を決めるための前提条件を知る	43
事業所候補地(物件)を絞り込めたら役所へ確認する	46
STEP 3 周辺環境の整備をする	48
緊急時のパックアップ施設とは	48
緊急時のバックアップ施設の見つけ方	48
地域住民の理解と協力体制を築く	49
STEP 4 事業用の法人を設立する	50

障害者	グループホーム事業所用の法人(株式会社)設立手順	51
STEP 5	役所との事前協議を行う	54
事前協	議までのスケジュール	54
STEP 6	事業所の場所の決定	55
STEP 7	事業の運営内容の決定	56
STEP 8	スタッフの確保	58
スタッ	フ配置の計算例	58
配置す	るスタッフの勤務状況および組織図の例	59
サービ	ス管理責任者を募集するには	62
サー	ビス管理責任者の仕事とは	62
サー	ビス管理責任者の募集の方法	62
	ビス管理責任者を募集する際の注意点	
	・生活支援員を募集するには	
世話	人・生活支援員の仕事とは	66
	人・生活支援員の募集の方法	
世話	人・生活支援員を募集する際の <u>注意点</u>	
STEP 9	協力医療機関と契約を交わす	
STEP 10	損害賠償保険に加入する	69
STEP 11	利用者確保に向けた準備	
利用者	確保の為の営業先	70
STEP 12	指定申請書に必要な事項や添付書類の確認	73
指定申	請書を作成する上で必要な確認事項	74
指定申	請書を作成する上で必要な添付書類	75
申請提	出書類―覧例および作成における留意事項	76
原本	証明とは	83
STEP 13	指定申請書の提出	84
STEP 14	指定(開業)までに準備する物	85
申請書	提出から指定日までに準備するもの	85
STEP 15	・ スタップ業務研修	87
開業後	に必要な書類一覧を整備する	87
STEP 16	指定前の現地確認	88
STEP 17	事業所指定(開業)	89
STEP 18	利用者見学・契約	
	と契約するまでの簡単な流れ	91

利用者の1日の流れと職員配置	92
STEP 19 国民健康保険団体連合会(国保連)への請求	94
国保連への請求までの流れ	95
STEP 20 各種変更届	96
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要	97
障害福祉サービス事業には有効期間がある	98
障害者グループホーム(共同生活援助)事業の加算・減算	99
基本報酬(介護サービス包括型)	99
基本報酬(日中サービス支援型)	100
基本報酬(外部サービス利用型)	102
減算対象項目一覧(共同生活援助)	103
加算対象項目一覧(共同生活援助)	105
STEP 21 実地指導(監査)対策	114
実地指導(監査)時に必要な書類とは	
実地指導(監査)時に必要な書類一覧表	117
	125
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	126
障害福祉サービス事業の多角 <u>化の例</u>	127
1店舗(事業所)と多店舗(事業所)との売上比較	127
STEP 23 成功への道	128
人件費をおさえる	
利用者確保のためにとにかく動く	128
事業所運営の資金繰りや使える補助金を事前に調べておく	129
複数の住居運営や短期入所(ショートステイ)を考える	
空室リスクを避けるために利用予定者の管理をする	
補足 短期入所 (ショートステイ) について	132
短期入所(ショートステイ)とは	132
短期入所(ショートステイ)には3つ型がある	134
短期入所(ショートステイ)の指定基準	137
短期入所(ショートステイ)の基本報酬	
短期入所(ショートステイ)の減算	
短期入所(ショートステイ)の加算	
短期入所(ショートステイ)の上手な運営の仕方	
巻末 参考資料集	
(参考資料 1)収支予算書例(日中サービス支援型 G H)	153

(参考資料 2) 建築確認済み証(見本)	157
(参考資料 3) 消防用設備早見表(6 項口)	158
(参考資料 4) 平面図例(日中サービス支援型 G H)	159
(参考資料 5) 防火対象物使用開始の届け(見本)	160
(参考資料 6) 消防用設備等検査済証(見本)	161
(参考資料 7) 他事業者との連携および支援体制の概要	162
(参考資料 8) 会社設立のためのヒアリングシート例	163
(参考資料 9)サービス管理責任者、職業指導員の募集例	164
サービス管理責任者募集例	164
世話人・生活支援員・夜間支援従事者(常勤)募集例	165
世話人・生活支援員・夜間支援従事者(非常勤)募集例	166
(参考資料 10)サービス管理責任者の実務経験	167
(参考資料 11) サービス管理責任者の実務経験証明書	168
(参考資料 12)サビ管・児発管責任者研修の見直して	169
令和3年度相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修	日程と
受講対象について(兵庫県)	171
令和3年度サービス管理責任者等基礎研修日程(全国)	172
(参考資料 13) 協力医療機関との協定書(見本)	173
(参考資料 14) 協力医療機関へのお願い文例	174
(参考資料 15) 損害賠償保険力タログ例	175
(参考資料 16) 利用予定者名簿(見本)	176
(参考資料 17) 事業所パンフレント(見本)	177
(参考資料 18) 障害福祉サービス受給者証	178
(参考資料 19) 初回見学ヒアリングシート (見本)	179
(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図	180
(参考資料 21) 指定書 (共同生活援助)	181
(参考資料 22) 重要事項説明書 例	182
(参考資料 23) 利用契約書 例	192
(参考資料 24) 個人情報使用同意書	201
(参考資料 25) アセスメント票	202
(参照資料 26) 個別支援計画書 例	204
(参考資料 27) 契約内容 (障がい福祉サービス受給者証記載事項) 報告書	206
(参考資料 28)サービス提供記録	207
(参考資料 29)共同生活援助サービス実績記録票	208
(参考資料 30) 法定受領代理通知	210

(参考資料 31)実地指導用チェックシート運営編 例	211
(参考資料 32)運営規定(介護サービス包括型共同生活援助)例	213
用語解説	231
常勤換算方法とは	231
勤務延時間数とは	232
常勤とは	232
専ら従事するとは	232
おわりに	233
利用規約	241



はじめに

平成18年(2006年)4月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害者の 社会進出の増大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、<u>障</u> 害福祉サービス事業の独立・開業、他業種からの新規参入を目指す人が増加しています。

ちなみに障害福祉に関連する国の予算は 10 年で約 13 倍、毎年 10%の伸びとなっています。(令和 2 年度の予算額は約 2 兆 2,000 億円※1)

障害者の総数は約1,000万人と言われていて総人口の8%に相当します。(平成30年 度調査より※2)

また、そのうち約130万人が、なんらかの障害福祉サービスを利用しています。(令和2年度調査より※3)さらに、障害者共同生活援助(以下、「障害者グループホーム」、または「GH」という)を利用している障害者は、13万人となっています。

居住支援系といわれる障害者グループホーム事業 (介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型※2020 年 4 月新設) 数は 令和 2 年 2 月の段階で、全国で約 1 万事業所(うち日中サービス支援型は約 100 事業所※4)あり、**昨年比で約 1.5 倍の伸び**になっています。

※1.2.3.4 出典:障害者福祉政策 (児童福祉政策) の最新の動物 厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部より

今、実は障害者/ループホーム事業が注目されています。何故でしょうか?私なりに いくつか考えてみました。

1. 障害者の人口増加による事業所の供給不足による国の後押し

毎年、厚生労働省で福祉計画を策定しています。この中で、障害者グループホーム利用者の推定数を出して、障害者グループホーム事業者との供給バランスを図っていきます。ただし、近年、障害者の増加率が想定外(数字では予測できない潜在的な障害者がオモテにでてきた)なってきたため、供給量のバランスを取るために、障害者グループホーム創設を国が推進するようになってきました。

このことで、国から障害者が入居家賃の補助、さらには事業者も事業所の建設、改造費の一部負担補助を受けられる、役所も計画通りに整備できるといった三者のメリットがでてきます。結果、事業者の参入促進に繋がります。

過去5年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律)という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて 申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチ ェックしましょう。項目に一つでも当てはまると開業出来ません。

<事業開始可能度チェック表>

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定 めるもの規定により罰金の刑に如せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなるまでの者であると
- × 申請者が、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律で定め る規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなるまでの者であるとき
- × 申請者が、福祉関連法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算 して5年を経過しない者。(関係法人役員、管理者等含む)
- × 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当 な行為をした者であるとき。等々



STEP 0 事業の選択をする

障害者グループホームとは、身体・知的・精神障害者および難病患者等が、世話人等 の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、戸建て住宅等において、複数で共 同生活をする居住の場であり、障害福祉サービスの1つです。

障害者グループホームとは

障害者グループホームとは、身体・知的・精神障害者および難病患者等が、世話人等 の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、戸建て住宅等において、<mark>複数で共</mark> 同生活をする居住の場であり、障害福祉サービスの

障害者グループホ-には3 ⊋の型が

以前は障害者程度区分が2以上でないと入れないケアホームと障害程度区分に関係 - Aが混在していましたが、障害者福祉の重度化や高齢化が進ん なく入れるグルー で行くにつれて、柔軟でそれぞれのニースに応えることが出来るサービス内容が重視さ 2014年 4月に従前のケアホームとグループホームは一元化さ れるようにな れました。

また、2018年4月には、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿 泊の場の提供・施設等からの地域移行の促進および地域生活の継続等、地域生活支援の 中核的な役割を担 ことが期待される日中サービス支援型グループホームが創設されま した。



STEP 1 事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業(設備、運転)資金が必要となります障害者グループホーム事業も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するために資金が必要です。 また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の経費等の支払資金 も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業(障害者グループポーム)の場合 請求から約2ヶ月後に売上金(給付費)が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし、検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

障害者グループホーム事業は、国からの給付で賄う福祉事業の位置人がですが、一般企業と同じ利益目的の事業でもあるので、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等をしつかりシミュレートして、綿密かつ実現可能な収支計画を立てていかないと、開業後すべに資金ショートと言うことにもなりかねません。

参考までに現在、障害者グループルーム事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円(新築物件費用は別)は確保する必要があるようです。(実際に障害者グループホーム事業事業を開業された方の経験談より)

事業に必要な資金を割り出すには、障害者グループホーム事業の開業初年度~3年程度の収支予算書を作成し、見込み利用者数、事業所の売上(介護給付費、利用者の家賃等)、スタップの賃金、建物に係る費用(新築の場合は建設費用、借家の場合は賃借料)、他管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参照(参考資料1)収支予算書(例)



STEP 2 事業所の場所を確保する

障害者グループホーム事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは**利用者が住む**ための場所(居宅)を確保することです。

新築物件か、賃貸物件か!?

障害者グループホームの物件を決める場合、まず、利用者を何人程度受け入れるかを 考え、その人数に応じて物件を探します。

その際、自前で新築するのか、賃貸物件を探すのかの選択になります。なお、既に自身で保有している物件があるのであればそれも選択の一つになります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリットを挙げてみたいと 思います。

<新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリット>

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	生地購入个新築 費用厂数千万~数 億円必要	・初期コストが抑えられる。・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	・初期コストが抑えられる。・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	・事業所の立ち上	・大規模改修等が	・大規模改修等が
	げまでに数ヶ月~1	なければ、1ヶ月程	なければ、1ヶ月程
	年近くかかる。	度で事業所完成。	度で事業所完成。
場所	・事業所の場所を	・事業所の場所を	・事業所の場所を
	自由に決められる。	自由に決められる。	自由に決められない。 ・緊急時のバック



STEP 4 事業用の法人を設立する

障害福祉サービス事業 (障害者グループホーム)を始めるには、法人格(会社)が必要です。株式会社・合同会社・NPO 法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

障害福祉サービス事業(障害者グループホーム)は、福祉事業ではありますが、運営 形態が一般企業と近くビジネス要素が濃いため、営利向きで機動力のある株式会社での 開業がお勧めです。

既存の法人でも、障害者グループホーム事業の開業は可能ですが、定款の目的変更(追加)が必要になります。なお、営利法人については、専ら社会福祉事業を行う者でなければならないため、定款の目的に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができないケースがあります。※各都道府県(前)によって見解は異なるので、管轄役所に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するよりも、会計上(※障害福祉サービス事業の場合、事業 収益と福祉事業収益を分ける必要がある)の事も考慮し新規法人設立の方が良いかと思 います。



STEP 12 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

障害者グループホーム事業の指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。指定 申請には、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係、収支関係等様々な書類が必要で す。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全体(一覧)を確認し、次 に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に不足している書類等を作成する方 法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からないところは、役所へ都度、確認しながら進めまし よう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょ



出典:平成 月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の 手続きより



STEP 15 スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、利用者により良いサービスを提供するた めに、スタッフ研修を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての意見交換や事業所 内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。 ちなみに、研修対象者は、「管理者」「サービス管理責任者」「生活支援員」「世話人」 等です。

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する
- ◆ 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を整備す
- 指導監査への対策をする等。

事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- で学ぶ。 ● 実際の運 (運営方法)
- 必要書類の記入

開業後に必要な書類一覧を整備する

事業開始後、重要事項説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦 情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を 整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきるこ とが出来ます。

参照 指導監査時に必要な書類一覧

障害者グループホーム(共同生活援助)事業の加算・減算

障害福祉サービス(障害者グループホーム(共同生活援助)事業)には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不 在状態になると、基本報酬が最大 50% も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込むため、最悪、事業継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月15日に届出します。(例: 6月15日提出受理→7月1日から有効になります。)なお、15日を過ぎると翌々月の1日から有効となります。

ここでは、障害者グループホーム事業に係わる基本報酬 加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。(主なもののみ掲載 2021年4月現在のもの)

基本報酬(介護サービス包括型)

(1日単位)

項目	区分/単位
イ 共同生活援助サービス費(1)	(1) 区分6 (667 単位)
(4:1)	(2) 区分5 (552単位)
	8) 区分4 (471 単位)
	(4) 区分 3 (381 単位)
	(5) 区分 2 (292 単位)
	(6) 区分1以下(243単位)
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6 (616 単位)
(5:1)	(2) 区分 5 (500 単位)
	(3) 区分4 (421 単位)
	(4) 区分3 (331単位)
	(5) 区分 2 (243 単位)
	(6) 区分1以下(198単位)
ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	(1) 区分6 (583 単位)
(6:1)	(2) 区分 5 (467 単位)
	(3) 区分4 (387単位)



STEP 22 将来に向けての事業展開を考える

開業後、順調に事業が進むと**早ければ2年~3年ぐらいで事業が安定**してきます。 利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化、ここまで来ると 障害福祉サービス(障害者グループホーム)事業での<u>「成功」</u>というラインが見えてきま す。

この段階で、事業主(経営者)としては、この勢いでさらに<u>社会貢献、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。</u>

例えば、以下の様な事業展開です。

- 1. 隣接地域や他の地域に同型の障害者グループホーム事業所を作る。
- 2. 隣接地域や他の地域に同型以外の障害者ダループホーム事業所を作る。
- 3. 隣接地域や他の地域に他の障害福祉サービス事業を作る。
 - 就労系事業所(就労移行支援 就労継続支援 A・B 型)
 - 生活系事業所(生活介護、自立訓練)
 - 障害児系事業所(放課後等ディサービス、児童発達支援)
 - 居住系事業所(ショーステイ)を作る。

もちろん、障害福祉サービス事業にこたわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思いますが、一度、障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、景気に左右されない安定した収益性等考えて見ると、他の分野の事業より同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗(事業所)展開することで、いろいろなメリットが 出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをま とめてみましたので、参考にしてみて下さい。



補足 短期入所 (ショートステイ) について

日中サービス支援型のグループホームを開業する場合、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、**短期入所(ショートステイ)を併設**しなければなりません。20 人規模の日中サービス支援型グループホームの場合、 $1\sim5$ 人までの受け入れ可能な短期入所を併設する必要があります。

ここでは、その短期入所について少し触れてみたいと思います。実は、短期入所には、 障害者支援施設(グループホーム等)に併設する「福祉型」と病院や介護老人保健施設 (老健)に併設する「医療型」がありますが、日中サービス支援型グループホーム併設 の短期入所は「福祉型」に属しますので、「福祉型」を主に述っていきたいと思います。

短期入所(ショートスティ)とは

短期入所とは自宅で介護を行っている方か病気などの理由により介護を行うことができない場合に、**障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所しても らい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。**

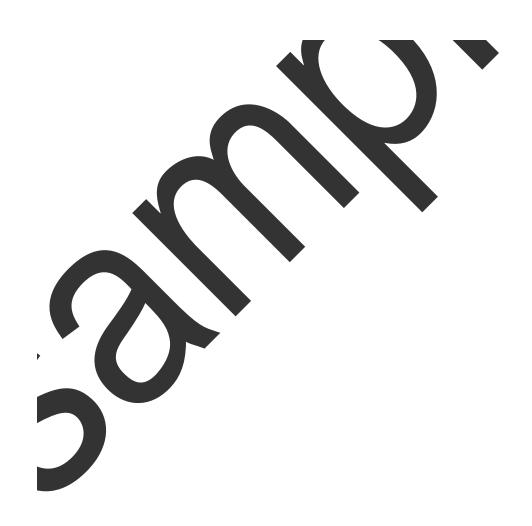
このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っていて、例えば、障害児を土日は一時、短期入所施設に預けることで、お母さん(お父さん)が休息を取ったり、子供がいるとできない用事を済ませたりできます。

<短期入所の利用者・サービス・利用料>

利用できる方(福祉型)	提供するサービス	利用料
・障害支援区分が区分1以	・入浴、排せつ、食事、着	・18 歳以上の場合は利用
上である方(者・児)	替えなどの介助、見守り	者とその配偶者の所得、18
・なお、短期入所のサービ	や、その他必要な支援	歳未満の場合は児童を監
スは1年ごとの更新が必要		護する保護者の属する世
ですが、原則として 64 歳		帯(住民基本台帳上の世



巻末 参考資料集



(参考資料3)消防用設備早見表(6項口)

(6)項口 老人短期入所施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム等

(6)項口	老人短	朝入所施設 •	養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム等
設備の種類		司	受置の基準
消 火 器	令 10	全 部	
	A 11	一 般	延面積 700・< 1,000 >・(1,000)㎡以上 「注1」
屋内消火栓設備	令 11	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・(450)㎡以上 「注1」
	条例 42	地階を除く階 数が5以上	全階 「注2」
	A 10	一 般	延面積 275 ㎡以上 「注 5」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階 数が11以上	全階 「注3」
	条例 43	高さが31mを 超える建築物	高さが31mを超える階 「注 6」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の 床面積の合計	 ・耐火建築物 9,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 6,000 ㎡以上 ・その他 3,000 ㎡以上 「注7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備	(令 11)・屋外消火栓設備の設置基準による
30,0110,000	条例 45	2 以上の建築物	延面積の合計 3,000 m ³ 以上 「注 8」
自動火災報知設備	令 21	一般	全 部
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地 階	床面積の合計 1.400㎡以上
漏電火災警報器	令 22	一 般	延面積 300 m ² 以 注 10
White is the first		契約電流容量	50Aを超えるもの 「注 10」
消防機関へ通報する 火災報知設備	令 23	一般	全部 「注11」
		器具	权容人員 28人以上50人未満
非常警報器具非常警報設備	令 24	非常ベル等	・収容人員 50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員の合計 20人以上(対象物全体に設置) 「注 20」
		非常ペル等イ放送設備	地階 3 除く階数が 11 以上 ・週階の検数が 3 以上 ・収容人員 300 人以上 (才象物全体に設置)
\mu_1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		く 階以上の階	収容人人 20 人以上 (下階に(1)~(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)
避難器具	令 25	1階段で3階以上の間	収容人員 10人以 「注12」
誘 導 炽	令 26	避難口・通路 ・標識	部
消防用水	令 27	敷地面積が 20,000 M以上	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 「注 13」
		高さが31mを 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上(地階を除く。)
連結散水設備	令28の2	地	东面積の合計 700 ㎡以上
▶ 連 結 送 水 管	† 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 ㎡以上
	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地路を除く階数	
総合操作盤	規則12他	— 般	 ・延面積 50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 5以上で、延面積 20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000 ㎡以上
自動消火装置	発動4の4	地階等	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注 16」

(参考資料 13) 協力医療機関との協定書(見本)

協力医療機関協定書

○○医院(以下、甲という。)と株式会社 FUKUI(以下、乙という。)の間において 協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、グループホーム FUKUI に入所している障害者が発病等による診療治 療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある 場合を除き、乙に協力するものとする。

第3条 契約期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとす る。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対して、書面による契約終了の り更に1年間自動的に延長され 意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日よ 契約期間は事業開始前月もしくは るものとし、以後も同様とする。 とする。

第4条 前各条に定めのない ついては、甲乙協 て決定 ものとする。 点に

この協定の成立を証するため、本書2部を作成 し、当事者記名押印の上、双方が各 一部を保有するも

か締結日は、契約開始月より前にする。 令和○○⁴

甲と乙を間違えない 記入す 印する。 は正確に

甲 福井県〇〇市〇〇町〇-〇

○○医院

院長 〇〇 〇〇

钔

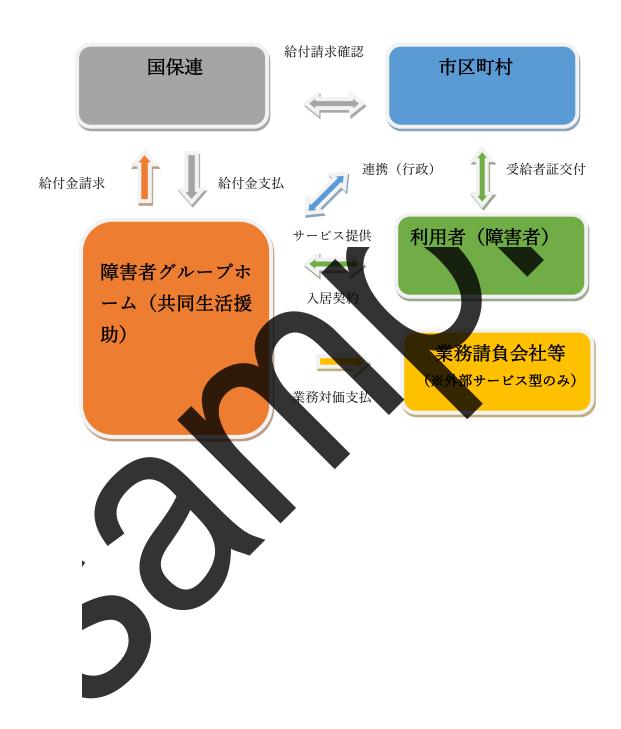
乙 福井県○○市○○町 1-2-3

株式会社 FUKUI

代表取締役 福井 太郎

钔

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図



(参考資料 30) 法定受領代理通知

障害福祉サービスを提供した後、介護給付費を請求し、法人の口座に振り込まれたと きには、代理受領通知(サービスの対価として、法人へいくらいくら振り込まれました。 という通知)を毎月、利用者1人1人に必ず交付することが必要です。

> 〇〇年〇〇月〇〇日 交付日を記入する。

00 00 様

利用者又は保護者等 を記入する。

株式会社 FUKUI グループホーム FUKUI 代表取締役 福井太郎 印

自立支援給付受領のお知らせ

あなたに提供した下記のサービスに要した費用について、市町村から下記のとおり支払 いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当法人も人は受給者証に記載された市町村 にお問い合わせください。

		記	
1 サービス	提供年月	QO年QO月	
2 受領した	自立支援給付名	介護給付費(共同生活援助)	
3 受領日		Q○年△△月▽▽日	
4 受領金額		金000,000円	
,	サービスに 要した費用 の全体の額 (A)	金〇〇〇, 〇〇〇円 (別紙明細書のとおり) ※もしくは、計算過程を記入	明細書や計算過程を記したもの添付する。
5 内 訳	利用者負担 (B)	金〇〇〇, 〇〇〇円	
	報 酬 額 (A)—(B)	金〇〇〇, 〇〇〇円	